

自由同和

大阪版

運動スローガン

1. 自由な論議の場を!
2. 行政の主体性の確立
3. エセ同和行為の排除

No. 405

2020年(令和2年)11月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

自由民主党・幹事長
衆議院議員 二階 俊博 様

同和問題の早期完全解決にむけた要望書

貴台におかれましては、平素より同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の早期完全解決を図るために、各種施策を講じていただき厚く感謝を申し上げます。

さて、33年間に渡り続けられてきました同和対策の特別措置法が平成14年3月に失効しましたが、再び、同和問題に特化した「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月に成立しました。

先般、この法律の第6条に規定する部落差別の実態調査が実施され、本年6月に調査結果が公表されましたが、私どもが主張する「今や同和問題は完全に解決の過程にある」ことが証明されました。

私どもは、この法律を拡大解釈することなく有効活用することで完全解決に繋がっていきたいと思いますが、この「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ解消法」、議員立法として国会へ提出される予定の「LGBT理解増進法案」、いずれの法律にも人権が侵害された場合の被害者の実効性のある救済措置は明記されておらず、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では既存の機関を活用するとされており、また、「男女共同参画基本法」の条文には、人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じるようとの記載がありますが、「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」が廃案になったことで実現には至っていません。

一方、国連の規約人権委員会、女子差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会などからも、国内人権機構の設置が幾度も勧告が出されていますし、平成29年7月に人権差別撤廃委員会へ提出された政府の第10回・11回の報告に対しても、平成30年8月に審査があり、その結果の総括所見が同月に採択されましたが、同じ内容の勧告がされました。

この総括所見の勧告に対して政府は令和元年9月に、「人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、引き続き適切に検討している。なお、従前から、人権擁護に携わる行政機関として法務省に人権擁護局が設けられており、その下部機関として、法務局人権擁護部(全国8箇所)、地方法務局人権擁護課(全国42箇所)及びこれらの支局(全国261箇所)が設けられている。さらに、法務省では、全国で約14,000人の法務大臣が委嘱した民間ボランティアである人権擁護委員と協力して、人権啓発活動、人権相談及び人権侵犯事件の調査救済といった人権擁護活動を行っている」とコメントを提出しているが、法律でもない訓令の「人権侵犯事件調査処理規定」を持ち出しているの苦しい言い訳をしています。

また、平成26年1月に批准書を寄託したことで同年2月19日から「障害者権利条約」の効力が発生していますが、この条約にも「条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための国内機構を設置する」条項があり、他の条約と同じように実施状況の国連への報告義務があります。

第1回の報告を平成28年6月に提出されていますが、国連から令和元年10月にこの報告に対し、34項目の質問が出され、その中でパリ原則に従った独立した人権監視の仕組みを設立するためにとられた措置についての情報提供が求められていますので、総括所見でも同じような勧告が出されることが予想されます。

これらのことを勘案すれば、パリ原則に準じた簡易・迅速・柔軟に人権救済を図る目的の国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」の設置を中心とする、平成14年の第154回国会に閣法として提出された「人権擁護法案」を大胆に見直し、一日も早い成立を図り、国内人権機構としての「人権委員会」が設置されますようご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

令和2年11月20日

自由同和会中央本部
会長 川上高幸

自由同和会中央本部

同和問題の早期完全解決にむけた要望書提出

法務省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. 地方公共団体にはどのような指導をされるのか。

ウ. 部落差別に関する相談に的確に答えるための体制の充実はどのようにされるのか。

また、地方公共団体へはどのような指導をされるのか。

エ. 教育・啓発の予算は拡充されるのか。

オ. また、地方公共団体への財政上の措置は拡充されるのか。

カ. 法務省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

キ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。

ク. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったと答える人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41・4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

ケ. 調査では35%になり、同和関係者以外の人が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

コ. なお、人権教育・啓発白書では平成23年版から全文を加筆され、啓発冊子の人権の擁護では平成24年度版から、同和問題の現状について見直しをされているが、もう一段の見直しをされたい。

ク. 今般、実施された4項目の実態調査での国民の意識調査でも、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37・6%と一番多かったことも考慮されたい。

ク. 令和元年の同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が221件になっているが、その人権侵犯の内訳を報告されたい。

ケ. 部落差別をはじめあらゆる差別や虐待による人権侵害の被害者を、簡易・迅速・柔軟に救済する新たな人権救済制度としての「人権委員会」を創設されたい。

ク. 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が平成28年4月から完全施行されたが、障害者への差別をなくすために新たな施策を講じられるのか。

また、障害者の雇用に関しては、法務省は本年9月時点において実雇用率2・73%で、法定雇用率(25%)を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

ク. 「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、ヘイトスピーチをなくすためにどのような施策を講じられるのか。

また、被害者の救済はどのようにされているのか。

ク. 同和問題の解決を阻害するエセ同和行為をなくすための施策を拡充されたい。

また、エセ同和連絡協議会が中央と都道府県に設置されているが、昨年の活動状況を報告されたい。

文部科学省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。

イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通して実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。

ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったと答える人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41・4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

今般、「部落差別解消法」第6条の規定により実施された4項目の実態調査での国民の意識調査でも、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37・6%と一番多かったことも考慮されたい。

エ. 大学の教職課程では人権教育を必須にされた。

エ. 奨学事業について

ア. 貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を拡充されたい。

また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条件を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、滞納者が増加していることから第2種も所得連動返還方式を導入されたい。

大阪府が実施している中学生を対象にした「塾代助成事業」のようなもの

イ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったと答える人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41・4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナズ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

今般、「部落差別解消法」第6条の規定により実施された4項目の実態調査での国民の意識調査でも、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との設問に、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37・6%と一番多かったことも考慮されたい。

エ. 大学の教職課程では人権教育を必須にされた。

エ. 奨学事業について

ア. 貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を拡充されたい。

また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条件を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、滞納者が増加していることから第2種も所得連動返還方式を導入されたい。

大阪府が実施している中学生を対象にした「塾代助成事業」のようなもの

(裏面へつづく)

の新たな事業として講じられないか検討されたい。

3. 老朽化が目立つ教育集会所について、災害復旧事業と同等の補修・改築ができる制度を設けられたい。

4. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたが、

ア.この法律を活用し、学校内部のバリアフリーを積極的に推進され、車イスを使用する児童・生徒も快適に学校生活をおくれるよう、インクルーシブ教育を一層促進されたい。

イ. 2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、多くの障害者が各種スポーツに参加できるように、物理的な面の改善は勿論のこと、心のバリアフリーも大切であるので、交流の場になるようにスポーツ施設の共同利用ができる環境を整えられたい。

ウ. 障害者差別をなくすために、新たな施策は講じられるのか。

また、障害者の雇用に関しては、

文部科学省は本年9月時点において実雇用率2.53%で、法定雇用率(2.5%)を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

5. 「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行され6年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生した。平成29年3月には、「いじめ防止基本方針」も改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ地方公共団体や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、徹底した指導をされたい。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの設置を拡充されたい。

6. LGB・Tの性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について」(教職員向け)の通知を出されていますが、支援体制や相談体制が確立されるよう地方公共団体や学校に強力に指導されたい。

また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

なお、その際には、差別を過度に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

厚生労働省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. 厚生労働省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

2. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナスマ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

今般、「部落差別解消法」第6条の規定により実施された4項目の実態調査での国民の意識調査でも、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との設問に、「やむを得ないが、方法や内容を変えるべきである」と回答した人が37.6%と一番多かったことも考慮されたい。

3. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたこと、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. すべての公的施設は法律の対象になることから、人権のまちづくりの拠点である隣保館を障害者や高齢者が利用し易いようにするため、バリアフリー化を一層促進されたい。

また、運営費の補助については、実績や実情に応じた配分をされたい。

なお、公的施設である隣保館は、特定の団体や人達だけが利用するのではなく、あらゆる人達・団体が利用できるオープンな施設に隣保館がなるよう強力な指導をされたい。

4. 公正採用選考人権啓発推進員を設置する企業の達成率を報告されたい。また、現在の100名以上を50名以上に企業の規模を引き下げられ、推進員を設置する企業の数を増やされたい。

なお、推進員に対する研修の中身を見直し、推進員が企業内でトップをはじめとする役員や従業員に、同和問題を解決するための研修ができるよう情報なども提供されたい。

また就職活動の面接の際に、家族に関する質問やセクハラまがいの質問など、不適切な質問を行っている企業が存在することから、強力な指導をされたい。

統一応募用紙を使用するよう徹底されたい。

就職差別をなくす取組を強化するため、ILO第11号条約を批准し、国内

法を整備され、各種施策を拡充されたい。

また、職場での暴力やハラスメントを禁止するILO第190号条約も批准し、国内法を強化され、各種施策を拡充されたい。

6. 障害者の雇用に関しては、精神障害者も平成30年度から対象になり、更に法定雇用率も引き上げられたが、違反する企業をなくし、障害者の雇用が一層促進されるよう指導を徹底されたい。

また、国の機関での障害者の雇用に関しては、本年9月時点において実雇用率2.83%で、法定雇用率(2.5%)を達成しているが、厚生労働省でも実雇用率2.98%になっているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られると同時に、各都府県及び関係機関や地方公共団体へ強力な指導をされたい。

精神障害者の雇用の拡大を図る「就労パスポート」を推進されたい。

7. 障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律が平成24年10月から施行されているが、本法律では学校及び保育所等や医療機関については、通報義務がないので、定義の障害者虐待に加えられたい。

8. 児童虐待で悲惨な事件が続いていることから、「児童虐待防止法」と「児童福祉法」が令和元年6月改正され、令和2年4月から親の体罰の禁止と児童相談所の機能が強化されたが、出頭や立ち入り調査を拒否する場合は、問髪を置かず積極的に裁判所の許可状をとり、臨検や捜索を行い、一時保護で児童の尊厳を守るよう児童相談所を指導されたい。

また、児童相談所の職員を「介入」と「支援」とに分けられるが、毎年増加する虐待の件数に職員の人員数が追いついていないことから、児童福祉士を大幅に増員するとともに、児童福祉士の質の向上を図るために、国家資格化を進められたい。

国土交通省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。

イ. 国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。

なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。

2. 同和問題の最大の壁であった結婚についての最近の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており更に、結婚に

際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の方途にあると断定できることから、今後はマイナスマ面である差別を強調するのではなく、前記したプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

今般、「部落差別解消法」第6条の規定により実施された4項目の実態調査での国民の意識調査でも、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との設問に、「やむを得ないが、方法や内容を変えるべきである」と回答した人が37.6%と一番多かったことも考慮されたい。

3. 同和向け公営・改良住宅について

ア. 今後の展望を示されたい。

イ. 応能応益の家賃制度を実施するよう地方公共団体を強力に指導されるとともに、家賃の滞納をなくす取り組みを強化するよう地方公共団体を厳しく指導されたい。

ウ. 若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、例えば、新婚家庭や妊婦がいる家族を優先するとともに、家賃の割引をするなどの新たな制度を考慮されたい。

エ. 建替えを行う場合には、単純な建替えではなく、民活を利用するなどして、低所得者だけの地域というイメージを払拭するため、バランスのとれたまちづくりがされたい。

オ. また、財政規模が小さく単純な建て替えしか選択がない地方公共団体には、特段の配慮をされたい。

カ. 払い下げが積極的に促進されるよう地方公共団体を指導されたい。

キ. 公営・改良住宅の管理を未だに地区の自治会や運動団体の役員に任せている地方公共団体があるが、混住化の促進や不正行為をなくすため、地方公共団体が管理・運営するよう強力な指導をされたい。

5. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたこと、

ア. 新たな施策は講じられるのか。

イ. この法律の施行を機会にバリアフリーを一層促進し、障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成されたい。

ウ. 公的施設などのバリアフリーは義務になるが、民間施設は努力義務なので、民間施設のバリアフリー化がより一層促進されるよう、「新バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正も視野に入れ、施策や予算の拡充をされたい。

部落差別の解消の推進に関する法律 (平成28年法律第109号)

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を指導し、及び助言を行う責務を有する。

地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

地方公共団体は、国との適切な役割

分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議 (平成28年11月16日)

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議 (平成28年12月8日)

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることとはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。